

太田市補助金等検討会議設置要綱

（設置）

第1条 太田市補助金等に関する規則第2条第1項に規定する補助金等（以下「補助金等」という。）の適正な運用について検討するため、太田市補助金等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 補助金等の適正な運用に関する事項及びその推進に関すること。
- (2) その他補助金等に関して特に必要と認めること。

（組織）

第3条 検討会議の委員は、副部長会議構成員をもって組織する。

2 検討会議に会長及び副会長を置く。会長は企画部長、副会長は企画部副部長とする。

3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（検討会議の招集）

第4条 検討会議は、会長が必要に応じて招集し、議長は会長が務める。

（ワーキング部会の設置）

第5条 検討会議の内部組織として、必要に応じてワーキング部会を設置することができる。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、企画部行革推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか検討会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。